

令和2年12月11日

保護者の皆様

京都市立七条中学校
校長 太田 勝

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の徹底について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、本校では、新型コロナウイルスへの感染防止対策を徹底しながら、子どもたちの教育活動に取り組んでいるところですが、全国的に感染者拡大が続く中、京都市においても12月9日の感染者が50名となり、12月3日からの一週間の感染者数も200名を超える状況となっており、感染拡大防止に向けた、一人一人の更なる取組の徹底が求められています。

そうした中、この間、本市立学校・幼稚園の児童生徒等が新型コロナウイルスに感染したケースでは、その9割が「家庭内感染」を経路とするものであると教育委員会から報告されており、本校での取組はもとより、各家庭において、感染拡大防止にお取り組みいただくことが、大変重要となっています。

各家庭におかれては、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続きお取り組みいただき、感染拡大防止の取組にもご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 健康状態の把握

① 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果をお配りしている「健康観察票」にご記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、大切に保管してください。

また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。

② お子様が登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください。
倦怠感やのどの痛み等の症状があったにも関わらず登校していた方が、後日、新型コロナウイルスに感染していたことがわかり、学校教育活動に大きな影響が出た事例があります。登校前の健康観察で発熱や風邪症状等、体調不良が少しでもみられる場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。

③ お子様が発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医等、身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。

11月1日から新型コロナウイルス感染症の相談・検査体制が変わります。

**発熱症状などのある方は、
まずは地域の診療所 （かかりつけ医）
にお電話ください。**

- 診察した医師の判断により、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を実施します（または、検査のできる医療機関を紹介します）。
- 休日・夜間や、かかりつけ医のいない方は、きょうと新型コロナ医療相談センターに連絡を。
（11月1日開設：075-414-5487／365日24時間、京都府・京都市共通）



少し熱があるんだけど心配だな 帰国者・接触者相談センターに電話してみようかな



ちょっと待って、11月1日からは地域の診療所などかかりつけ医に電話することになったのよ



地域の診療所で検査してもらえるのは助かるね



裏面あり

